

「虚偽の陳述に対する告発」を 賛成多数で可決しました



市議会では6月28日、学校建設に関する調査特別委員会（百条委員会）において、赤間市長・白石元副市長・市内業者2人の計4人が虚偽の証言をしたと判断し、地方自治法違反（虚偽陳述）の疑いで福岡地検に告発書を提出する議案を賛成多数で可決しました。

主な内容は以下の通りです（一部抜粋）。

証人① 赤間 幸弘 氏

**Q. 義務教育学校建設の業者選考方式がプロポーザル方式と決定されたことに
関与していたのか**

A. 「全然、決定の過程なり決定したことは承知しておりません。」（赤間氏 R3.12.17証言）

他証人との食い違い

A. 「決定権者は市長です。」（白石氏 R3.12.17証言）

A. 「金額以上になれば市長の権限でもあります。」（白石氏 R4.2.17証言）

A. 「そこは執行部が決めるところで、私の専権事項でございます。」（赤間氏 R4.2.17証言）

賛成:10
反対:4
可決

証人② 白石 二郎 氏

Q. 令和2年11月18日に「1社だけやらして下さい」と発言したか

A. 「私は覚えがないです。」 / 「言ってません。」（白石氏 R3.12.17証言）

A. 「それは言ってません。」（白石氏 R4.2.17証言）

他証人との食い違い

A. 「この怪文書と言いますか、これを持ってきたと言うが、上下外して中のこの1社だけはどうか、と、そういう話ですよ。簡単に分かりやすく言えば、そういう話を元副市長がされた。」（坂口議員 R4.2.17証言）

賛成:11
反対:3
可決

証人③ 市内建設業者A

Q. 3社のうち1社が仕事をとった場合のこととして、3,000万円の違約金の話をしたか

A. 「他の業者の方についての3,000万円は知りません。私が受注したときの話の中の3,000万円であって。」（市内建設業者A R4.2.14証言）

A. 「3,000万円やると、誰が取ってもやるとかということじゃなくして、我が社一私自身ですよーが取れた時の内容で。」（市内建設業者A R4.2.14証言）

賛成:10
反対:4
可決

他証人との食い違い

A. 「前もって話しとったっちゃうことはありませんけれども、それは、建設業者Aがそういうふう言うんやったら、それでいいよねという形のもので言えば、恐らく建設業者Bも私も、ああ、いいよという感覚に基づいての了解という意味合いで取ってもらったら大丈夫と思います。」（市内建設業者C R4.2.14証言）

証人④ 市内建設業者B

Q. (請負契約を結んでから数か月以内に)
稲築東の義務教育学校建設工事について、嘉麻市と打ち合わせをしたか

A. 「そのときは、まだいたしておりません。」（市内建設業者B R4.2.14証言）

賛成:10
反対:4
可決

他証人との食い違い

A. 「大変タイトな、現状でも制約がある中でもタイトな工期となっております。それを鑑みますと、やはりデザインビルドで一括発注していただいてご承認していただいたおかげで、何とか工事完了に向けて今事業が進んでるというふうな状況でございます。」（学校施設課長 R4.2.14）



告発書を提出しました!

7月7日、岩永議長が赤間幸弘氏、白石二郎氏、市内建設業者2人あわせて4人の告発書を福岡地方検察庁に提出いたしました。